

事業活動に伴って発生する
廃棄物の処理について

《平成19年5月》

(抜粋版)

横浜市資源循環局

適正処理部産業廃棄物対策課

目 次

1	目的	4
2	廃棄物の定義	4
3	廃棄物の分類	4
3.1	廃棄物の区分.....	4
3.2	一般廃棄物.....	4
3.3	特別管理一般廃棄物.....	4
3.4	産業廃棄物.....	5
3.5	特別管理産業廃棄物.....	6
4	排出事業者の責務	9
4.1	事業者の責務.....	9
4.2	特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務.....	10
4.2.1	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置.....	10
4.2.2	帳簿の記載.....	11
4.3	多量排出事業者の処理計画等の作成義務.....	12
4.3.1	産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画の作成.....	12
4.3.2	処理計画の実施状況の報告.....	12
4.3.3	計画及び実施状況の公表.....	12
5	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の流れ(フロー図)	13
6	保管基準(運搬されるまでの保管)	14
6.1	産業廃棄物保管基準.....	14
6.2	特別管理産業廃棄物保管基準.....	15
7	委託処理	16
7.1	産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準.....	16
7.1.1	産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者.....	16
7.1.2	委託契約書.....	17
7.1.3	再委託の承諾に係る書類の保管義務.....	18
7.2	特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準.....	18
7.2.1	特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者.....	18
7.2.2	処理業者等への事前の文書通知.....	18
7.2.3	委託契約書.....	18
7.2.4	再委託の承諾に係る書類の保管義務.....	18
7.3	処理業の許可を要しない場合.....	19
8	産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度	20
8.1	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ(例).....	20
8.2	管理票の交付.....	21
8.3	運搬受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等.....	21
8.4	処分受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等.....	22
8.5	処分受託者(中間処理業者)の最終処分終了に係る記載事項及び管理票交付者への送付等.....	23

8.6	管理票交付者の報告	24
8.7	管理票交付者が講ずべき措置	24
8.8	管理票の交付を要しない場合	24
8.9	電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト）	25
9	（特別管理）産業廃棄物の処理（運搬、処分）を自ら行う場合	26
9.1	収集、運搬の基準（抜粋）	26
9.2	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）の基準（抜粋）	27
9.3	産業廃棄物処理施設	28
10	廃棄物の投棄禁止	29
11	廃棄物の焼却禁止	29
12	報告徴収	29
13	立入検査	29
14	主な罰則	30
15	問い合わせ先	32
15.1	横浜市	32
15.2	国（環境省）	32
15.3	神奈川県内行政機関	32
15.4	その他の団体	33

資料

産業廃棄物処理委託標準契約書（例）

凡例

- 法・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 令・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 規・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 市条例・・・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- 市規則・・・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

1 目的

「法」は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています（法第1条）。

2 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきであるとされています。

また、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状から液状に至る全てのものを含みます。

なお、次のものは「法」の対象から除かれています。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの。
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

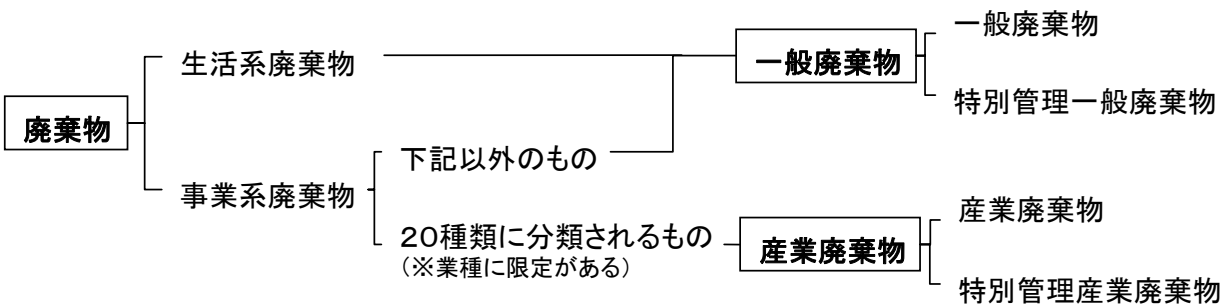
3 廃棄物の分類

3.1 廃棄物の区分

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。法では、産業廃棄物が定義されており、産業廃棄物以外は一般廃棄物として定められています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物をいいます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が定められています。



3.2 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から出るごみ、事業所、商店等から出る不要になった紙やダンボール、廃木材、茶がら等の厨房ごみ、飲食店や従業員食堂から出る残飯、厨芥類、卸・小売業から出る野菜くず、魚介類などをいいます。

3.3 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

具体的には、一般廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品、一般廃棄物の焼却炉から発生したばいじん、感染性一般廃棄物※、廃棄物焼却施設である特定施設（ダioxin類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。）で生ずる燃え殻、ばいじん、汚泥（ダioxin類の基準に適合しないもの）及びこれらを処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）をいいます。

※ 医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物

3.4 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。(法第2条第4項、令第2条)

種類	業種及び具体例	
1 汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、ピルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、赤泥(廃アルカリとの混合物)、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土(廃油との混合物)、カーバイトかす、建設汚泥	
2 鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	
3 燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰	
4 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設(ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は産業廃棄物(動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。)の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	
5 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類、発酵廃液等、すべての酸性廃液	
6 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廃液	
7 廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、廃溶剤、タービッチ類(常温において固形状を呈するものに限る。)、硫酸ピッチ(廃酸との混合物)、タンクスラッジ(汚泥との混合物)	
8 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等	
9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等	
10 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等	
11 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含む。	
12 ゴムくず	天然ゴムくず	
業種限定のある産業廃棄物	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)並びに木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の輸入を業務の一部又は全部として行っている総合商社、貿易商社等の輸入木材に係る木くずであっておがくず、バーク類等並びにPCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維並びにPCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)、医薬品製造業又は香料製造業において生ずる動植物性残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む。
19 動物の死体	畜産農業に係るものに限る。	
20 施行令第2条第13号に定めるもの	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物等)	

3.5 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。（法第2条第5項、令第2条の4）

◆特別管理産業廃棄物

種 類	備 考	
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	
廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等※	・廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）及び PCB を含む廃油（*1）
	ポリ塩化ビフェニル汚染物※	・ PCB が塗布され、又は染み込んだ紙くず ・ PCB が染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・ PCB が付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・ PCB が付着した陶磁器くず、がれき類
	ポリ塩化ビフェニル処理物※	・ 廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの（基準（*2）に適合しないもの）
	廃 石 綿 等	・ 建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材断熱材及び耐火被覆材並びにその除去工事から排出されるプラスチックシート等 ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	「(別表) 政令で定められた施設」から生じたもの（*3）又は当該施設を設置する事業場から生じたもの（*4）及びこれらを処分するために処理したもので、下記の有害物質が「特定有害産業廃棄物の判定基準」（8ページ参照）に適合しないもの（*5）	
	鉍 さ い	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン
	ば い じ ん	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類（*6）
	燃 え 殻	
	廃 油 (廃 溶 剤)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン
	汚 泥 廃 酸 廃 アルカリ	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類
燃 え 殻 ば い じ ん 汚 泥	廃棄物焼却炉である特定施設（*7）から生じる燃え殻、ばいじん（集じん施設により集められたもの）、汚泥（湿式集じん施設、廃ガス洗浄装置から排出されたもの）でダイオキシン類の基準に適合しないもの及びこれらを処分するために処理したものでダイオキシン類の基準に適合しないもの（*8）	

※本冊子では、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物を総称してポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB 廃棄物）といたします。

- (*1) PCB 廃棄物に該当するかどうかの判断基準（平成 16 年 2 月 17 日環産第 040217005 号通知）
 廃重電機器等について機器毎に測定された絶縁油中のポリ塩化ビフェニル濃度が
 0.5mg/kg 以下である時はポリ塩化ビフェニル廃棄物には該当しません。
- (*2) PCB 処理物の判断基準（規第 1 条の 2 第 4 項）

処理した PCB 廃棄物の種類	基準
廃油	0.5mg/kg（試料）以下
廃酸、廃アルカリ	0.03mg/l（試料）以下
廃プラスチック類、金属くず	付着、封入されていないこと
陶磁器くず	付着していないこと
上記以外	0.003mg/l（検液）以下

- (*3) ばいじん、燃え殻、廃油に限る。
- (*4) 汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。鉱さいは全事業場に適用する。
- (*5) 廃油については濃度にかかわらず、含有するものが該当する。
- (*6) ダイオキシン類とは、1.ポリ塩化ジベンゾフラン 2.ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、3. コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (*7) ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計が 0.5 m²以上又は、焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50kg 以上のもの）
- (*8) 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等（汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するために処理したもの）については、平成 14 年 12 月 1 日から適用されました。
- また、上記のほか、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等については、次の方法により処分を行う限り適用されません。（平成 12 年 1 月 17 日環水企第 18 号通知）
- ① セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないように化学的に安定した状態にするため十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 - ② 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - ③ その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理を伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

●石綿含有産業廃棄物（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項第 1 号ロ）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）が石綿含有産業廃棄物として定められ、保管及び処理基準が新たに設けられました。

●指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）（法第 16 条の 3）

指定有害廃棄物とは、硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油の混合物であつて、著しい腐食性を有するもので、pH2.0 以下のもの）をいい、人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として、何人も指定された方法による場合を除き、保管、収集、運搬又は処分することが法令により禁止されています。

◆特定有害産業廃棄物の判定基準

項目	判定基準				
	溶出試験*				1 含有量試験
金属等の種類	鉛	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃酸・廃アルカリ
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不検出	不検出	不検出*2	不検出	不検出
水銀又はその化合物 (T-Hg)	0.005mg/l以下	0.005mg/l以下	0.005mg/l以下*2	0.005mg/l以下	0.05mg/l以下
カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	1mg/l以下
鉛又はその化合物 (Pb)	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	1mg/l以下
有機燐化合物 (Org-P)				1mg/l以下	1mg/l以下
六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	1.5mg/l以下	1.5mg/l以下	1.5mg/l以下	1.5mg/l以下	5mg/l以下
砒素又はその化合物 (As)	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	1mg/l以下
シアン化合物 (CN)				1mg/l以下	1mg/l以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)				0.003mg/l以下	0.03mg/l以下
トリクロロエチレン				0.3mg/l以下	3mg/l以下
テトラクロロエチレン				0.1mg/l以下	1mg/l以下
ジクロロメタン				0.2mg/l以下	2mg/l以下
四塩化炭素				0.02mg/l以下	0.2mg/l以下
1・2-ジクロロエタン				0.04mg/l以下	0.4mg/l以下
1・1-ジクロロエチレン				0.2mg/l以下	2mg/l以下
シス-1・2-ジクロロエチレン				0.4mg/l以下	4mg/l以下
1・1・1-トリクロロエタン				3mg/l以下	30mg/l以下
1・1・2-トリクロロエタン				0.06mg/l以下	0.6mg/l以下
1・3-ジクロロプロペン				0.02mg/l以下	0.2mg/l以下
チウラム				0.06mg/l以下	0.6mg/l以下
シマジン				0.03mg/l以下	0.3mg/l以下
チオベンカルブ				0.2mg/l以下	2mg/l以下
ベンゼン				0.1mg/l以下	1mg/l以下
セレン又はその化合物	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	0.3mg/l以下	1mg/l以下
ダイオキシン類*3		3ng/g以下	3ng/g以下	3ng/g以下	100pg/l以下

*1 特定有害産業廃棄物を処分するために処理したものについても判定基準に適合しないものは特定有害産業廃棄物に該当します。

*2 政令で定められた特定施設を有する工場若しくは事業場において生ずる汚泥、廃酸、廃アルカリの焼却施設等から生じた燃え殻について適用されます。

*3 ダイオキシン類の検定方法は、含有量試験です。また、基準値は毒性当量 (TEQ) です。

(注) 特定有害の廃油は、政令で定められた施設から排出される廃溶剤が特別管理産業廃棄物になります。

4 排出事業者の責務

4.1 事業者の責務

◆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません（建設工事から発生する産業廃棄物については、原則として元請業者に処理責任があります。）。（法第3条第1項、平成6年8月31日付衛産82号通知）

【自己処理の原則】（法第11条第1項）

事業者は、その産業廃棄物を自ら適正に処理しなければなりません。

【処理基準の遵守】（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

事業者は自らその産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める収集、運搬、処分の基準に従わなければなりません。

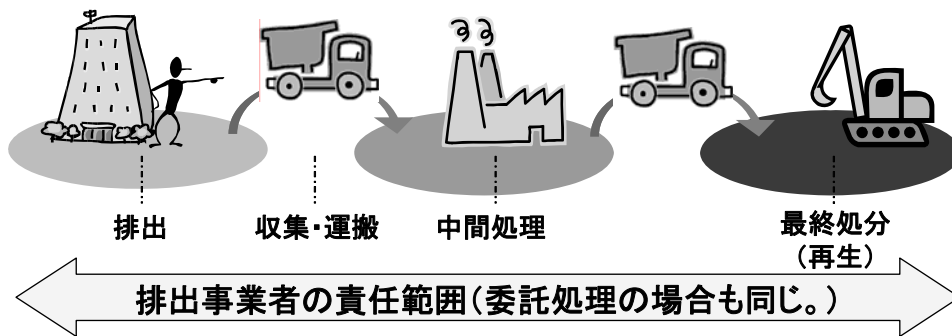
【保管基準の遵守】（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

事業者は、その産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間省令で定める基準に従い、生活保全上支障のないように保管しなければなりません。

【委託基準の遵守】（法第12条第3項～第5項、法第12条の2第3項～第5項）

事業者は、その産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従い、その運搬又は処分を産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければなりません。

また、事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。



◆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。また、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることがないようにしなければなりません。（法第3条第2項）

◆事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなくてはなりません。（法第3条第3項）

●排出事業者の届出等（市規則第40条）

（届出対象者）横浜市内で産業廃棄物を排出する事業者

- ・「産業廃棄物排出事業所届出書」（市規則第44号様式）
→横浜市内に産業廃棄物を排出する事業場を設置したとき。
- ・「産業廃棄物排出事業所届出事項変更届出書」（市規則第45号様式）
→上記の届出事項に変更が生じたとき。
- ・「産業廃棄物排出状況報告書」（市規則第46号様式）
→毎年6月30日まで（前年4月1日～その年の3月31日までの産業廃棄物排出状況）又は、市長の請求があったとき。

4.2 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務

4.2.1 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、**事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません**（ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りではない。）。また、特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める次の資格を有する者でなければなりません。（法第12条の2第6項、第7項）

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

◎感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の責任者資格

学校等※1要件	修業課程	修了科目・学科	実務経験等※2
①環境衛生指導員	(法第20条に規定する職)		職歴2年以上
②大学等	理学、薬学、工学、農学	衛生工学※3、化学工学	卒業後2年以上
	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学※3、化学工学以外	卒業後3年以上
③短大・高専	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学※4、化学工学	卒業後4年以上
		衛生工学※4、化学工学以外	卒業後5年以上
④高校・中学		土木科、化学科又は相当学科	卒業後6年以上
		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後7年以上
⑤その他	(学歴不問)		10年以上
⑥①～⑤までに掲げる者と同等以上の知識を有する者※5と認められる者。			

※1 学校等；学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学。学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校。学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校。

※2 実務経験等；②～④にあつては、当該学校を卒業後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数。

※3 衛生工学；旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。

※4 衛生工学；旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。

※5 知識を有する者；旧厚生大臣が認定した講習会受講者、(財)日本産業廃棄物処理振興センター実施の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講者等。（申込・問合せ→神奈川県産業廃棄物協会；p.42）

◎感染性産業廃棄物を生ずる事業場の責任者資格

学校等要件	修業課程	経験等
①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士		
②環境衛生指導員		職歴2年以上
③大学もしくは高等専門学校	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業した者又は同等以上の知識を有すると認められる者

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の届出

横浜市内に事業所の開設に伴って特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する場合は「産業廃棄物排出事業所届出書（市規則第44号様式）」により、既に事業所を届出している事業所が特別管理産業廃棄物管理責任者を設置、変更、廃止をする場合は「産業廃棄物排出事業所届出事項変更届出書（市規則第45号様式）」により行ってください。

4.2.2 帳簿の記載

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の事項を帳簿に記載しなければなりません。(法第12条の2第12項、規第8条の18)

自己運搬	1. 運搬年月日 2. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	1. 委託年月日 2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3. 運搬先ごとの委託量
自己処分	1. 処分年月日 2. 処分方法ごとの処分量 3. 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1. 委託年月日 2. 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3. 受託者ごとの委託の内容及び委託量

【記入にあたって注意すること】

- (1) 事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了していること。
- (2) 1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。

【記入例】

平成19年	引火性廃油								記入担当：横浜太郎			
【収集運搬及び処分業者】**油脂（担当：□□） 所在地：□県□市□区□町33 電話：333-333-3333 許可番号：《収集運搬》××□□□□□□□□（横浜市）、《処分》□□◇□□□□□□□□□□（□県）												
発生量	自	己				委	託				処	理
(kg)	運搬	処分				収集運搬	処分					
	運搬日	処理日	方	法	残さ量(kg)	運搬日	委託先	処分日	委託先	方	法	
55		-	-	-	-	11/5	**油脂	11/9	**油脂	蒸留		
平成19年	感染性廃棄物								記入担当：関内花子			
【収集運搬業者】○○運輸（担当：××） 所在地：××市×区×町11 電話：111-111-1111 許可番号：××××××××××（横浜市） △△××××××××（△県）						【処分業者】##企業（担当：△△） 所在地：△県△市△区△町22 電話：222-222-2222 許可番号：△△△△△△△△△△						
発生量	自	己				委	託				処	理
(kg)	運搬	処分				収集運搬	処分					
	運搬日	処理日	方	法	残さ量(kg)	運搬日	委託先	処分日	委託先	方	法	
15		-	-	-	-	11/1	○○運輸	11/9	##企業	焼却		
5	11/3	11/3	高圧蒸気滅菌		5	(産業廃棄物として処理)						
.	
.	
(説明) 自己処理の場合は、発生量=処分量、委託処理の場合は発生量=委託量												

4.3 多量排出事業者の処理計画等の作成義務

多量排出事業者とは、横浜市内に設置している事業場において、前年4月1日から当年3月31日の間の**産業廃棄物の発生量が1000トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上**である事業場を設置している事業者をいいます。(令第6条の3、令第6条の7)

多量排出事業者は、その事業場に係る産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画等を作成して、報告するなどの義務があります。(法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項)

4.3.1 産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画の作成

対象事業場は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに市長に提出しなければなりません。

◆処理計画の基準(規第8条の4の5、規第8条の17の2)

- (1)当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。
- (2)次に掲げる事項を定めること。
 - ・計画期間
 - ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
 - ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関する事項
 - ・特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項
- (3)添付書類
 - ・産業廃棄物にあつては、産業廃棄物処理計画書(様式第二号の二)
 - ・特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理計画書(様式第二号の四)

4.3.2 処理計画の実施状況の報告

上記の計画の実施状況について、産業廃棄物にあつては産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の三)特別管理産業廃棄物にあつては特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の五)による報告書を翌年度の6月30日までに市長に提出しなければなりません(規第8条の4の6、規第8条の17の3)。

4.3.3 計画及び実施状況の公表

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び実施状況の報告の内容は、1年間公衆の縦覧に供されます(規第8条の4の7、規第8条の17の4)。

●廃棄物自主管理事業

本事業は、神奈川県・川崎市・横須賀市・相模原市と本市が共同で、事業活動に伴って産業廃棄物を多量に発生する事業場を設置する事業者が、廃棄物の発生抑制や再生利用、減量化及び適正処理に向けた自主的な取り組みを促進するために平成8年度から実施しています。

この事業の概要は、法の産業廃棄物処理計画書等の他に、対象者から提出される「産業廃棄物自主管理計画(状況)報告書」を集計・分析し、廃棄物の減量化等の取組状況をまとめ、その結果等を本事業の参加者に情報として提供するものです。

なお、本事業の詳細については、神奈川県ホームページを参照してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/jisyu/index.htm>

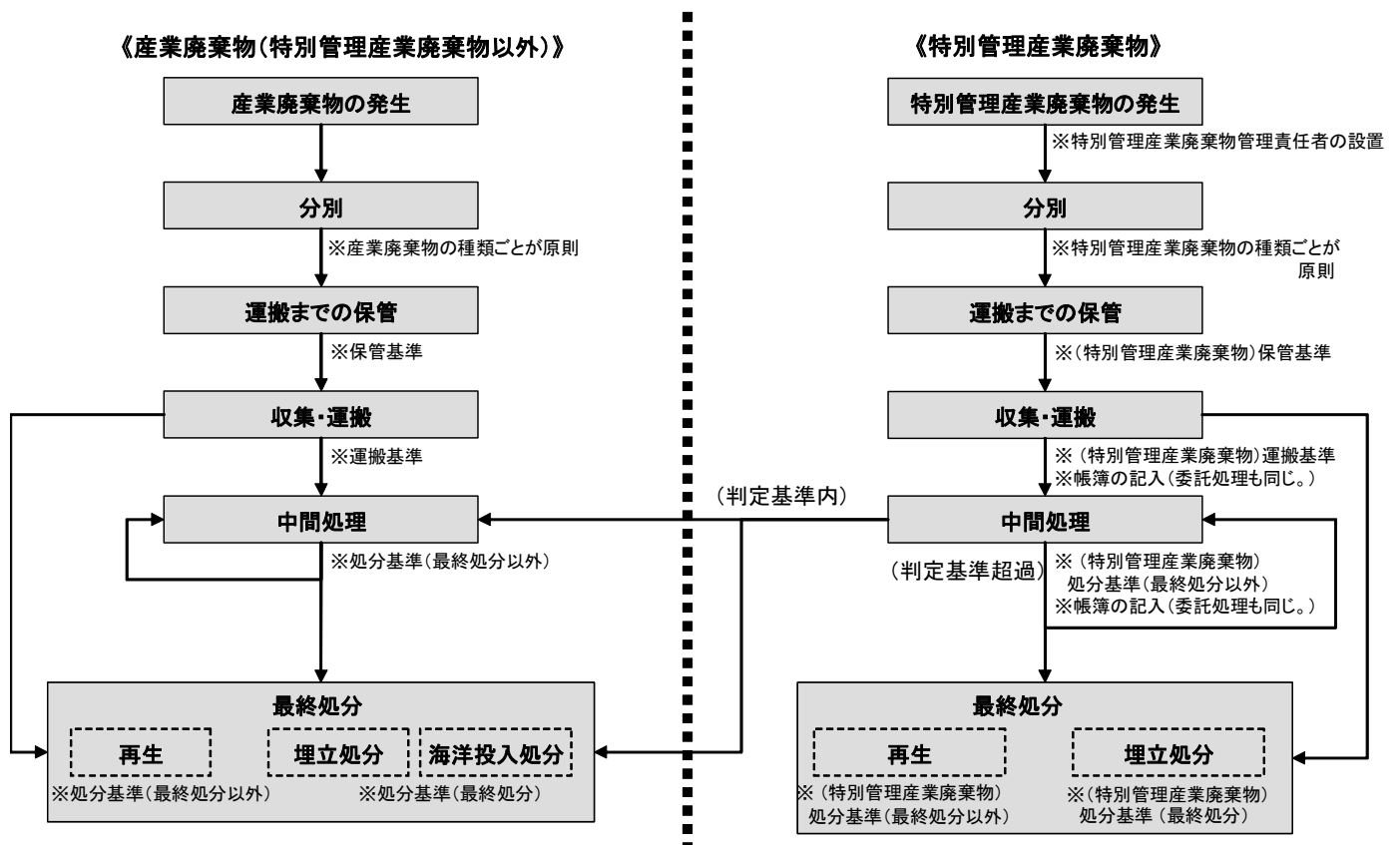
《対象事業者》

- (1) 法定の産業廃棄物多量排出事業者(発生量1000t/年以上)
- (2) (1)に準ずる排出事業者(発生量800~1000t/年※)
- (3) 法定の特別管理産業廃棄物多量排出事業者(発生量50t/年以上)
- (4) (3)に準ずる排出事業者(発生量40~50t/年※)

※発生量が対象未満の事業場でも参加できます。

5 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の流れ（フロー図）

次のような形態があり、それぞれに基準が定められています。



6 保管基準（運搬されるまでの保管）

6.1 産業廃棄物保管基準

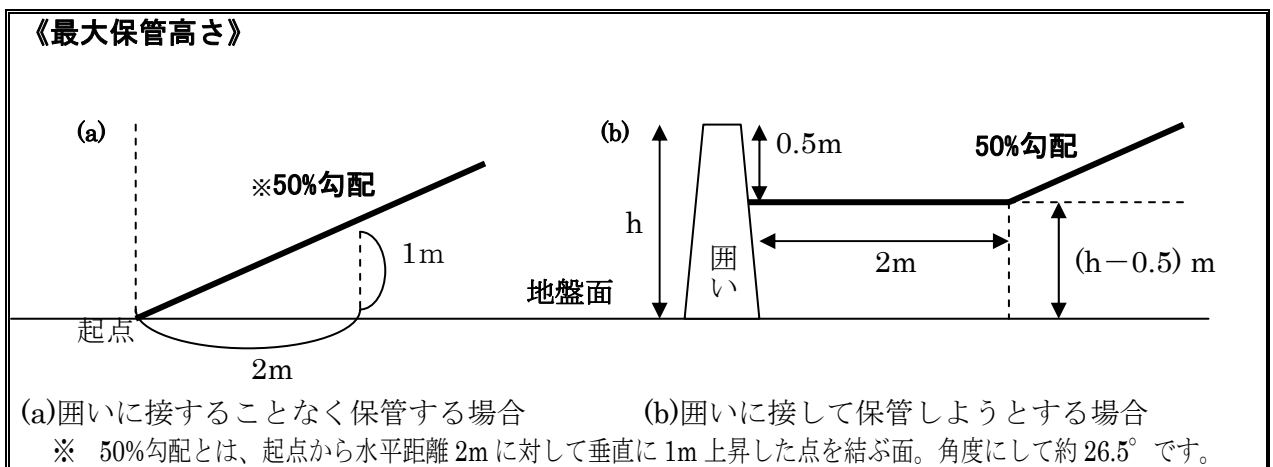
事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準のこと。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。（法第12条第2項、規第8条）

- ◆**周囲に囲い**（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。）が設けられていること。
- ◆見やすい箇所に次に掲げる要件を満たした**掲示板**が設置されていること。

<p>《産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件》</p> <p>◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。</p> <p>◇表示事項</p> <p>①産業廃棄物の保管場所である旨</p> <p>②保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>④屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、下記の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高なもの</p> <p style="text-align: right;">※右図は表示例です。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">①産業廃棄物保管場所</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">②廃棄物の種類</td> <td>金属くず 廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>③管理者の氏名又は名称及び連絡先</td> <td>△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)</td> </tr> <tr> <td>④最大保管高さ</td> <td>1.5m</td> </tr> </table>	①産業廃棄物保管場所		②廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類	③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)	④最大保管高さ	1.5m
①産業廃棄物保管場所									
②廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類								
③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)								
④最大保管高さ	1.5m								

- ◆保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
- ◇産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ◇屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に掲げる場合に依りて定められた高さを越えないようにすること。

(a) 囲いに接することなく保管する場合	囲いの下端から勾配50%以下
(b) 囲いに接して保管しようとする場合	囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



◆その他必要な措置

- ◇保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

◇ 石綿含有産業廃棄物にあつては、次の措置を講ずること。

- (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。

6.2 特別管理産業廃棄物保管基準

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準のこと。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。（法第12条の2第2項、規8条の13）

- ◆前ページ「6.1 産業廃棄物保管基準」の内容（ただし、「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えること。）
- ◆特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないように**仕切りを設ける**など必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれがない場合は除く。
- ◆特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

種 類	基 準
廃油 ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	容器に入れ密封すること等、廃油の揮発の防止のために必要な措置及び廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
廃酸 廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食防止のために必要な措置
廃石綿等	梱包する等、廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
腐敗するおそれのある 特別管理産業廃棄物	容器に入れ密封すること等腐敗防止のために必要な措置

（参考）《特別管理産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件》

◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

◇表示事項

- ①特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
- ②保管する特別管理産業廃棄物の種類
- ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、「産業廃棄物保管基準」の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

※右図は表示例です。

①特別管理産業廃棄物保管場所	
②廃棄物の種類	引火性廃油
③管理者の氏名又は名称及び連絡先	△△工業(株) 担当: 横浜太郎 横浜市〇〇区××1-2 TEL:045-123-4567 (内線 1234)
④最大保管高さ	

7 委託処理

事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その**運搬については産業廃棄物収集運搬業者**その他環境省令で定める者に、その処分については**産業廃棄物処分業者**その他環境省令で定める者に**それぞれ委託しなければなりません**。（法第12条第3項、法12条の2第3項）

また、事業者はその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下に示す基準に従わなければなりません。（法第12条第4項、法12条の2第4項）

事業者はその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。（法第12条第5項、法12条の2第5項）

7.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準

7.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者

他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託する産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。（令第6条の2第1号、第2号）

◆産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者とは、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいいます。許可の種類には大きく分類すると「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物処分業」があり、それぞれその事業の範囲（取り扱うことができる産業廃棄物の種類、条件等）が指定されています。

＜産業廃棄物の許可証＞		
◇産業廃棄物	収集運搬業許可証	} 各業者によって取り扱う産業廃棄物の種類が異なる
	処分業許可証	
◇特別管理産業廃棄物	収集運搬業許可証	} 各業者によって取り扱う特別管理産業廃棄物の種類が異なる
	処分業許可証	

また、収集運搬業又は処分業の許可は、各都道府県及び政令で指定する市ごとに出されています。特に運搬を委託する場合には、廃棄物の積込み先（廃棄物の発生場所）と、廃棄物の荷卸し先（運搬先の中間処理施設又は最終処分場）の両方の区域を管轄する都道府県知事又は政令で指定する市の許可を受けている必要があります。



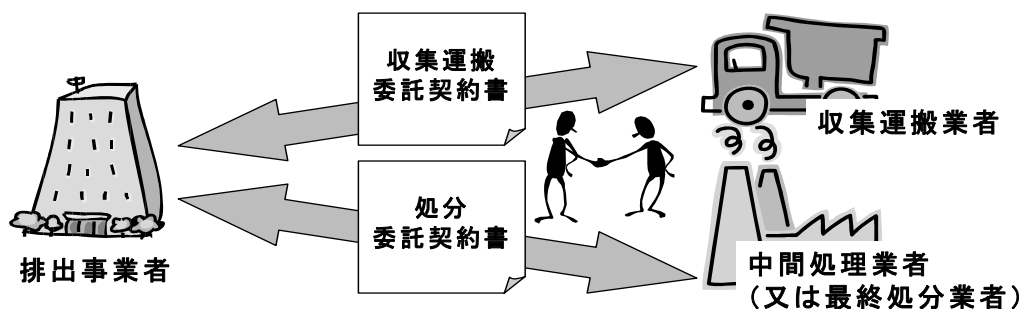
◆その他環境省令で定める者

- (1) 市町村又は都道府県（都道府県又は市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に限る。）
- (2) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬又は処分を業として行う者
- (3) 産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として定められた者
→「7.3 処理業の許可を要しない場合」表中※部分 参照
- (4) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限る。）
- (5) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限るとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

7.1.2 委託契約書

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれなければなりません。また、産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生に係る委託契約書には、処理業許可証の写し、又は、令第7条の3において準用する令第5条の6に規定する認定証の写し、令第7条の5において準用する令第5条の9に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができることが事業の範囲に含まれていることを証する書面を添付しなくてはなりません。(令6条の2第3号)

また、委託契約書及び添付書面をその契約終了の日から5年間保存しなくてはなりません。(令第6条の2第4号)



◆委託契約書に盛り込む事項及び添付する書面一覧

委託契約書には共通事項のほかそれぞれの個別事項を盛り込んでください。

<p>◇委託契約書に含める共通事項（収集運搬及び処分契約書共通）</p> <p>(イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量 (ロ) 委託契約書の有効期限 (ハ) 受託者に支払う料金 (ニ) 受託者が産業廃棄物の「処理業」の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲 (ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報 ①性状及び荷姿 ②通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の性状の変化 ③他の廃棄物との混合等により生ずる支障 ④日本工業規格C0950号に規定する含有マークの表示に関する事項 (廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機が該当) ⑤委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれることに関する事項 ⑥その他取扱いに際して注意すべき事項 (ヘ) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る(ホ)の情報に変更があった場合の情報の伝達方法 (ト) 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項 (フ) 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項</p>		<p>(参考) 含有マーク (JIS C0950)</p>
<p>◇運搬契約書の個別事項（共通事項に加えて）</p> <p>(A) 運搬の最終目的地の所在地 (B) 積み替え又は保管を伴う委託に際しては、その積み替え又は保管の場所の所在地、保管ができる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限並びに安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項</p>	<p>◇処分契約書の個別事項（共通事項に加えて）</p> <p>(a) 処分又は再生（以下「処分等」）の場所の所在地及び処分等の方法並びに処分等に係る施設の処理能力 (b) 最終処分以外の処分（中間処理）を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地及び処分等の方法並びに施設の処理能力</p>	
<p>◇契約書に添付する書面</p> <p>許可証の写し、認定証の写しなど受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができることが事業の範囲に含まれていることを証する書面</p>		
<p>◇保存期間</p>	<p>委託契約書及び添付した書面は、<u>契約終了の日から5年間、保存すること。</u></p>	

7.1.3 再委託の承諾に係る書類の保管義務 ※ 再委託は原則として禁止されています。

事業者は再委託を承諾したときは、以下に規定する書面の写しをその承諾をした日から5年間保存しなくてはなりません。(令第6条の2第5号)

◆再委託の基準(法第14条第14項、令第6条の12)

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはなりません。ただし、次の再委託の基準に従う場合、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の再委託が認められています。

- (1) あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者(以下「再受託者」という。)の氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。)及び当該委託が「7.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者」に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について事業者の書面による承諾(※)を受けていること。
- (2) 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている一定の事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (3) 受託者は再受託者と「7.1.2 委託契約書」の規定に基づく契約を締結すること。

◆(※)承諾に係る書面の記載事項

- ・委託した産業廃棄物の種類及び数量
- ・受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ・承諾の年月日
- ・再受託者の氏名又は名称、及び許可番号

7.2 特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準

「7.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準」によるほか、以下の基準に従ってください。(法第12条の2第3項、第4項、第5項)

7.2.1 特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者

◆特別管理産業廃棄物処理業者

「7.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者」を参照してください。

◆その他環境省令で定める者(規第8条の14、規第8条の15)

- (1) 市町村又は都道府県(都道府県又は市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に限る。)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として定められた者
→「7.3 処理業の許可を要しない場合」中(※部分)参照
- (3) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者(当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限るとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者(同条第2項第2号に規定する者である者に限る。))を含む。

7.2.2 処理業者等への事前の文書通知

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知してください。(令第6条の6第1号、規第8条の16)

- (1)委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2)当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

7.2.3 委託契約書

「7.1.2 委託契約書」のうち「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替え、同じ基準が適用されます。(令第6条の6第2号、規第8条の16の2、規第8条の16の3)

7.2.4 再委託の承諾に係る書類の保管義務

「7.1.3 再委託の承諾に係る書類の保管義務」同様、5年間です。(令第6条の6第2号)

7.3 処理業の許可を要しない場合

(法第14条第1項、同第6項、第14条の4第1項、同第6項、第15条の4の3、規第9条、規第10条の3、規第10条の11、規第10条の15)

区 分		産業廃棄物の 収集運搬業の 許可不要	産業廃棄物の 処分業の 許可不要	特別管理産業廃棄物 収集運搬業の 許可不要	特別管理産業廃棄物 処分業の 許可不要
事業者（自らその産業廃棄物を処理する場合）		○	○	○	○
専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理をする者（※1）		○	○	/	/
（※） 産業廃棄物 収集運搬業 又は処分業 の許可を要 しない者とし て定められた 者	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第20条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者（同法第3条第13号に規定する廃油の処理を行う場合に限る。）	○	○	○	○
	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行うものであって都道府県知事の指定を受けたもの	○	○	/	/
	広域的に処理することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬産業廃棄物のみの処理を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）（※2）	○	○	/	/
	国（産業廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。）	○	○	○	○
	広域臨界環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された広域臨界環境整備センター（同法第19条に規定する業務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。）	○	○	/	/
	日本下水道事業団（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）附則第2項に規定する業務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。）	○	○	/	/
	産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。）	○	/	○	/
	産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）	○	/	○	/
	食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものであって、牛の脊柱に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○	/	/	/
	と畜場法（昭和28年法律第百十四号）第2条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○	/	/	/
	動物の死体（事業活動に伴って生じたものであって、畜産農業に係る牛の死体に限る。規第10条の3第8号において同じ。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○	/	/	/
	動物の死体のみの処分を業として行う者（処分にあたっては化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場において処分を行う場合に限る。）	/	○	/	/
法第19条の8第1項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処理を行う者	○	○	○	○	
法第15条の4の3に基づいて環境大臣の認定（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）を受けた者	○	○	○	○	

（※1）古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等（昭和46年10月16日付環第784号通知）

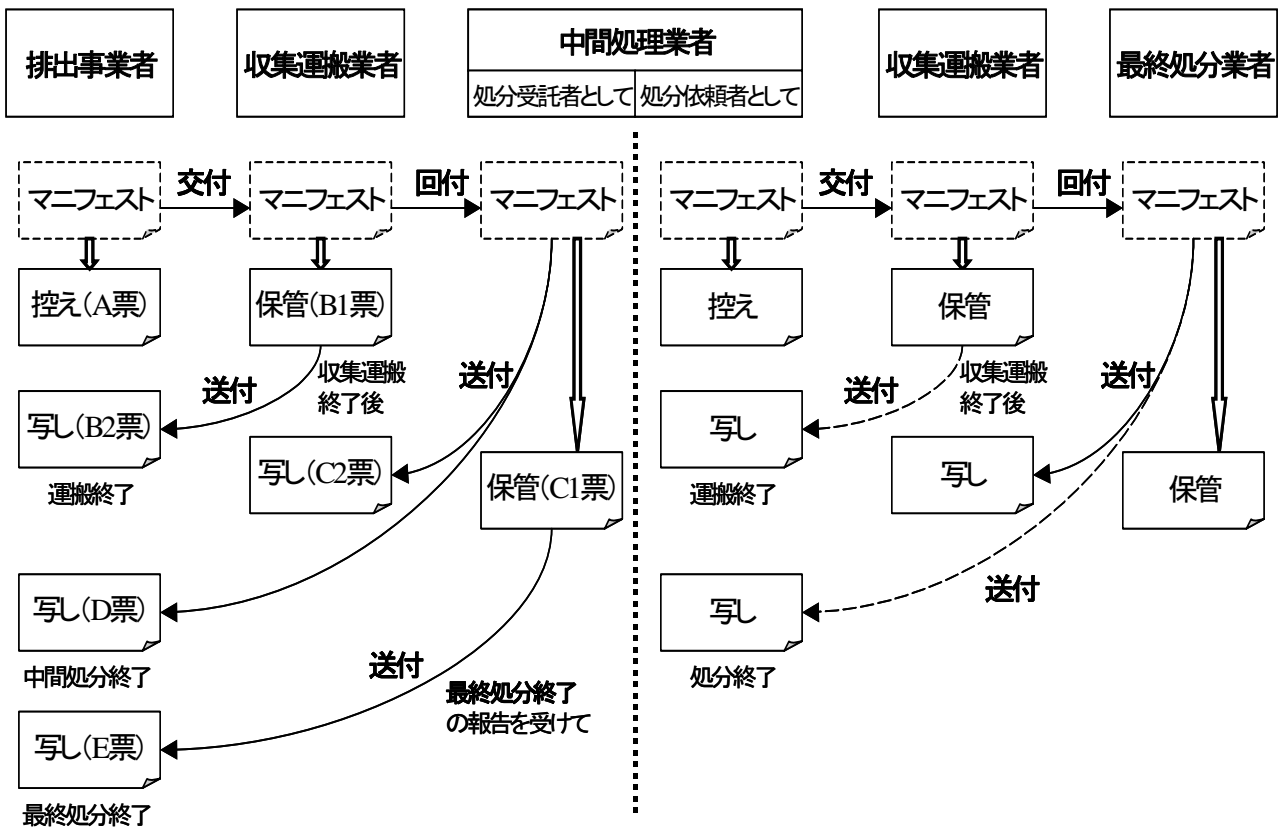
（※2）指定した産業廃棄物：廃自動車及び廃原動機付自転車

8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」又は「マニフェスト」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行うことなど委託基準を遵守しなければなりません。これは処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務です。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務になります。（法第12条の3から法第12条の6、平成13年3月23日付環廃産116号通知）

8.1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（例）



- 1 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみの委託の場合は、処分受託者）に対し、必要事項を記入した管理票を交付しなくてはなりません。 交付した管理票の控え（A票）は、運搬受託者、処分受託者から管理票の写しの送付があるまで保管します。
- 2 運搬受託者は、運搬終了後、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にその管理票の写し（B2票）を送付しなければなりません。 また、産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、処分受託者に管理票を回付しなければなりません。
- 3 処分受託者は、処分終了後、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にその管理票の写し（D票）を送付しなければなりません。 また、その管理票が運搬受託者により回付されたものであるときは、回付をした者にもその管理票の写し（C2票）を送付しなければなりません。
- 4 前項の処分受託者が中間処理を受託した者である場合は、その処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、排出事業者から交付又は運搬受託者から回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、管理票交付者に10日以内にその管理票の写しを送付しなくてはなりません。
- 5 管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、その運搬又は処分が終了したことをその管理票の写しにより確認し、かつ、その管理票の写しを送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

8.2 管理票の交付

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時にその産業廃棄物の運搬を受託した者（処分のみ委託の場合は、その処分を受託した者）に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。（法第12条の3第1項）

◆交付について（規第8条の20）

- (1) 引き渡す産業廃棄物の種類ごと交付すること。
- (2) 引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 引き渡す産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- (4) 交付した管理票の控えを運搬受託者（処分受託者がある場合には、処分受託者）から管理票の写しの送付があるまで保管すること。

◆排出事業者の記載事項（規第8条の21） ※下図のグレー部分が記載事項です。

- (1) 交付年月日、交付番号
- (2) 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び住所
- (3) 排出事業場の名称及び所在地
- (4) 交付担当者の氏名
- (5) 受託者（運搬及び処分業者）の住所
- (6) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には当該積替え又は保管を行う場合の所在地
- (7) 荷姿
- (8) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- (9) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量
- (10) 上記「交付について（規第8条の20）」のうち、(3)に掲げる項目

様式第二号の六（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票		(4)	
交付年月日	平成 年 (1) 月 日	交付番号	(4)
事業者	氏名又は名称 住所 〒 (2) 電話番号	事業場	所在地 〒 (3) 電話番号
産業廃棄物	種類 (10)	数量	(10)、(9) 荷姿 (7)
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）		
最終処分の場所	所在地 (8)		
運搬受託者	氏名又は名称 (10) 住所 〒 (5) 電話番号	運搬先の事業場	名称 所在地 〒 (6) 電話番号
処分受託者	氏名又は名称 (10) 住所 〒 (5) 電話番号	積替え又は保管	所在地 〒 (6) 電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 印	運搬終了年月日 平成 年 月 日 有価物収拾量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 印	処分終了年月日 平成 年 月 日 最終処分終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地		

(記載上の注意)

- 1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物収拾量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

8.3 運搬受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等

運搬受託者は、その運搬を終了したときは、前項により交付された管理票に必要な事項を記載し、管理票交付者に管理票の写しを運搬終了後10日以内に送付しなければなりません。この場合において、その産業廃棄物について処分を委託された者がいるときは、処分受託者に管理票を回付

しなければなりません。(法第12条の3第2項、規第8条の23)

◇管理票交付者は、管理票の写し（B2票）の送付を受けたときは、**当該運搬が終了したことを当該管理票の写しにより確認**し、かつ、当該管理票の写し（B2票）を当該**送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません**。(法第12条の3第5項、規第8条の26)

◆運搬受託者の記載事項（規第8条の22）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
- (2) 運搬を担当した者の氏名
- (3) 運搬を終了した年月日
- (4) 積替え又は保管場所において受託した産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できる物に限る。)の拾集を行った場合には、拾集量

様式第二号の六(第八条の二十一関係)

産 業 廃 棄 物 管 理 票									
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名				
事 業 者	氏名又は名称			事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
電話番号			電話番号						
産業廃棄物	種類			数量		荷姿			
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
最終処分の場所	所在地								
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
電話番号			電話番号						
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒				
	住所 〒				電話番号				
電話番号			電話番号						
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (1) (運搬担当者の氏名)			受領印 印	運搬終了年月日	平成 年(3) 月 日	有価物拾集量	(4)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (2) (処分担当者の氏名)			受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日	
最終処分を行った場所	所在地								
(記載上の注意)									
1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。									
2 余白には斜線を引くこと。									
3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。									
4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。									
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。									

8.4 処分受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等

処分受託者は、その処分を終了したときは、排出事業者により交付、又は運搬受託者により回付された管理票に必要事項を記載し、管理票交付者に管理票の写しを処分終了後10日以内に送付しなければなりません。またその管理票が運搬受託者により回付されたものであるときは、回付をした者にも管理票の写しを送付しなければなりません。(法第12条の3第3項、規第8条の25)

◇管理票交付者は、管理票の写し（D票）の送付を受けたときは、**当該処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認**し、かつ、当該管理票の写し（D票）を当該**送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません**。(法第12条の3第5項、規第8条の26)

◆処分受託者の記載事項（規第8条の24）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
- (2) 処分を担当した者の氏名
- (3) 処分を終了した年月日
- (4) 当該処分が最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）である場合にあっては、最終処分が終了した旨（※）
(※) 当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載

産業廃棄物管理票									
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名				
事業者	氏名又は名称			事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
産業廃棄物	種類			数量			荷姿		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
最終処分の場所	所在地								
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒				
	住所 〒				電話番号				
	電話番号								
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物収拾量			
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (1) (処分担当者の氏名) (2)		受領印 印	処分終了年月日	平成 年 (3) 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 (4) 月 日		
最終処分を行った場所	所在地 (4)								
(記載上の注意)									
1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。									
2 余白には斜線を引くこと。									
3 「数量」及び「有価物収拾量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。									
4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。									
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。									

8.5 処分受託者(中間処理業者)の最終処分終了に係る記載事項及び管理票交付者への送付等

処分受託者(中間処理業者)は、中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、排出事業者により交付又は運搬受託者より回付された管理票に最終処分が終了した旨、(※)当該最終処分を行った場所の所在地及び(※)当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを10日以内に送付しなければなりません。

◇管理票交付者は、管理票の写し(E票)の送付を受けたときは、当該処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し(E票)を当該送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。(法第12条の3第5項、規第8条の26)

産業廃棄物管理票									
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名				
事業者	氏名又は名称			事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
産業廃棄物	種類			数量			荷姿		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
最終処分の場所	所在地								
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号				電話番号				
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒				
	住所 〒				電話番号				
	電話番号								
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物収拾量			
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年(※) 月 日		
最終処分を行った場所	所在地 (※)								
(記載上の注意)									
1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。									
2 余白には斜線を引くこと。									
3 「数量」及び「有価物収拾量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。									
4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。									
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。									

8.6 管理票交付者の報告 ※平成 19 年度(平成 19 年 4 月 1 日~20 年 3 月 31 日) 交付分から、適用されます。

排出事業場(同一の都道府県又は政令市の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が 2 以上ある場合には、当該 2 以上の事業場を 1 の事業場とします。)ごとに、毎年 6 月 30 日までにその前年度 1 年間(前年 4 月 1 日から当該年 3 月 31 日まで)の交付状況を本市に産業廃棄物管理票交付等状況報告書(様式第 3 号)により報告しなければなりません。(法第 12 条の 3 第 6 項、規第 8 条の 27)

ただし、産業廃棄物管理票交付等状況報告書(様式第 3 号)の提出については、平成 19 年度(平成 19 年 4 月 1 日~20 年 3 月 31 日) 交付分から、適用されます。(平成 18 年 7 月 26 日環境省令第 23 号第 4 条)

8.7 管理票交付者が講ずべき措置

次の場合は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

また、下に規定する期間が経過した日から 30 日以内に措置内容等報告書(様式第 4 号)を横浜市長に提出するものとされています。(法第 12 条の 3 第 7 項、規第 8 条の 28、規第 8 条の 29)

- (1) 規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けたとき。
- (2) 管理票交付の日から 90 日(特別管理産業廃棄物の場合は 60 日)以内に写しの送付を受けないとき。
- (3) 最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しについては、管理票の交付の日から 180 日以内に送付を受けないとき。

8.8 管理票の交付を要しない場合(規第 8 条の 19)

- (1) 市町村又は都道府県(法第 11 条第 2 項又は第 3 項の規定により、産業廃棄物の収集運搬又は処分をその事務として行う場合に限る。)に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 20 条第 2 項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者(廃油(同法第 3 条第 13 号に規定する廃油をいう。)以下、この号及び(11)において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。)に廃油の運搬又は処分を委託する場合
- (3) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- (4) 法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた者(産業廃棄物の再生利用に係る環境大臣の認定を受けた者)に当該認定に係る産業廃棄物の当該指定に係る運搬又は処分を委託する場合
- (5) 法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定を受けた者(産業廃棄物の広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者)(その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者(同条第 2 項第 2 号に規定する者である者に限る。))を含む。)に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
- (6) 規第 9 条第 2 号の指定を受けた者(再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの運搬に係る都道府県知事の指定を受けた者)に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
- (7) 規第 10 条の 3 第 2 号の指定を受けた者(再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処分に係る都道府県知事の指定を受けた者)に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
- (8) 国(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。)に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (9) 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (10) 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- (11) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 20 条第 1 項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者(廃油の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。)に同法第 9 条第 3 項に規定する外国船舶(専ら本邦の各港間又は港のみを航行するものを除く。)において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合

8.9 電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト）

平成10年12月に電子マニフェスト制度が創設され、実施は環境大臣により（財）日本産業廃棄物処理振興センターが日本で唯一の情報処理センターとして指定されています。（法第12条の5）

◆電子マニフェストシステムの特徴

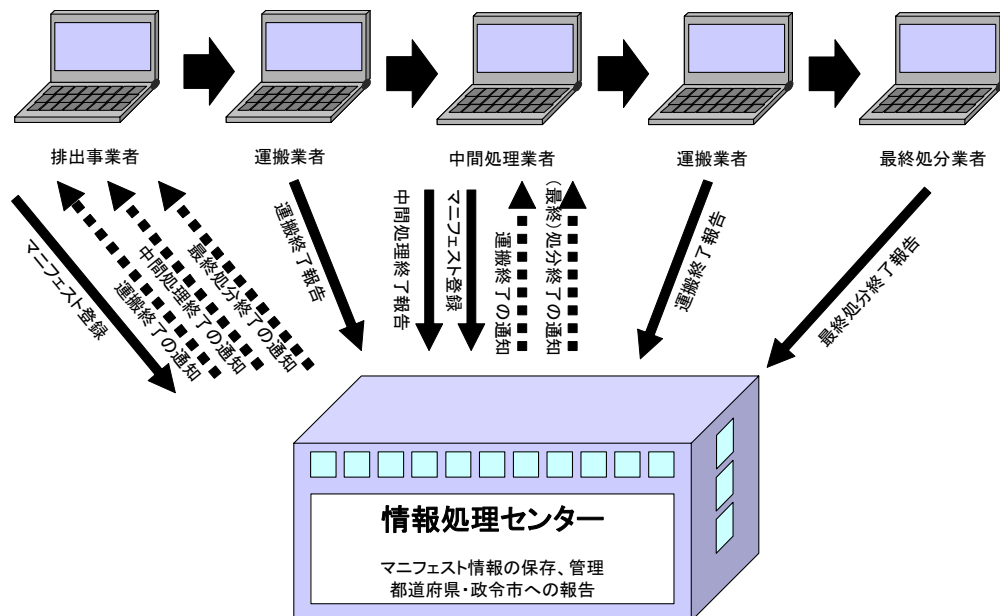
- ① 電子マニフェストでは、運搬や処分の状況がパソコンの画面で把握できるほか、マニフェストの情報の登録が簡単になります。
 - ② 電子マニフェストの保存は、情報処理センターが代行するためマニフェストの保存が不要になります。
 - ③ 都道府県知事や政令市長へ毎年提出するマニフェストの交付に関する報告書（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）は「情報処理センター」が代行するため、提出が不要となります。
 - ④ 運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の報告が排出事業者へ通知されます。
 - ⑤ 法で定める報告期限が近づいていることやマニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。
 - ⑥ マニフェスト情報の一覧や管理票の印刷（単票、複写式伝票）ができます。
- などの特徴があります。

◆加入

電子マニフェストを運用するためには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者がシステムに加入する必要があります。

排出事業者は任意の単位で加入できます（排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所等の単位）。

◆電子マニフェストの流れ



◆都道府県等への報告

排出事業者は、情報処理センターから90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内に運搬又は処分受託者の終了報告を受けない旨の通知があったとき、また180日以内に処分受託者が中間処理産業廃棄物について最終処分の終了報告を受けないときは、30日以内に都道府県知事に措置内容等報告書（様式第5号）を提出しなければなりません（規第8条の38）。

◆問い合わせ先

運営主体：財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町2-8-4 日本橋コアビル2F
TEL.03-5811-8296（直通） FAX.03-5811-8253
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/>

9 (特別管理) 産業廃棄物の処理 (運搬、処分) を自ら行う場合

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、以下の基準 (産業廃棄物処理基準) に従わなければなりません。(法第12条第1項、法第12条の2第1項)

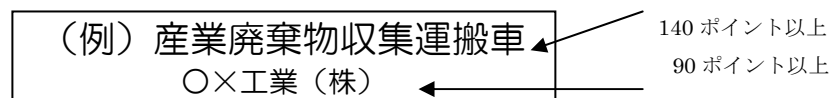
9.1 収集、運搬の基準 (令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号) (抜粋)

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合 (略)
- (5) 運搬車の車体の外側 (両側面) に、下の表1のとおり、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に下の表2のとおり、書面を備え付けておくこと。

(表1) 運搬車の表示事項 (識別しやすい色の文字で表示すること。)

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨	140pt(*)以上の大きさの文字
氏名又は名称	90pt(*)以上の大きさの文字

(*)日本工業規格Z 8 3 0 5に規定する文字の大きさ。140ptは約5cm、90ptは約3cm以上です。



(表2) 運搬車に備え付ける書面の記載事項 (当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。)

<ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
--

- (6) 積替えを行う場合は、基準を遵守すること。
- (7) 保管は次による積替えを行う場合を除き、行ってはならない (PCB 廃棄物を除く。)。
 - ・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所で適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (8) 積替えに伴い保管を行う場合には、「6 保管基準※」に従うほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。また、掲示板の表示事項については以下のとおりです。
 - ・ 産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)
 - ・ 保管する産業廃棄物の種類
 - ・ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・ 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量 (※ただし、規第8条4号ロを除く。)
- (9) 特別管理産業廃棄物の運搬は次によること。
 - ・ 上記(1)から(8)の例によること。
 - ・ 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を生じないようにすること。
 - ・ 特別管理産業廃棄物が他のものと混合するおそれの無いように、他の物と区分して運搬すること。
 - ・ 運搬用パイプラインは原則として用いないこと。
 - ・ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、取り扱い際の注意事項を文書に記載し、携帯すること (容器に記載されている場合を除く。)

- (10) 石綿含有産業廃棄物の運搬は次によること。
- ・ 上記(1)から(8)の例によること。
 - ・ 石綿含有産業廃棄物については、破砕することがないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
(パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこととし、なお、飛散しないようにするため、梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じることが望ましいこと。)

9.2 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）の基準（令第6条第1項第2号、令第6条第2項、令第6条の5第1項第2号、令第6条の5第2項）（抜粋）

- (1) 飛散、流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 中間処理又は再生のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- (4) 焼却する場合は、次の構造の焼却設備を用いて焼却すること。

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下、「燃焼ガス」という。）の温度が 800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

- (5) また、次の方法により焼却すること。

- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突の先端から火災、又は JIS D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突から焼却灰、未燃物が飛散しないように焼却すること。

- (6) 処分に伴う保管を行う場合は、次によること。

- ① 「6 保管基準」の例によることとし、「産業廃棄物の保管場所である旨」の表示については「産業廃棄物の処分のための保管の場所である旨」を表示すること。
- ② 産業廃棄物の処理施設において適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。
- ③ 産業廃棄物で、その数量が当該産業廃棄物の処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量（なお、船舶を用いて運搬する場合、処理施設の定期点検を行う場合、建設業に係る廃棄物、廃タイヤの保管数量は別に定められている。）を超えないようにするとともに、掲示板には当該保管の場所において保管することのできる産業廃棄物の数量（処分等のための保管上限）を表示すること。

- (7) 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物にあっては、その再生又は処分を行う場合には環境大臣が定める方法による。

- (8) 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生
廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれなくする方法として環境大臣が定める方法により行なうこと。

（石綿含有産業廃棄物の中間処理に当たっては、飛散防止を確保するため、破砕は禁止となりました。そのため、石綿含有産業廃棄物は、破砕を行う中間処理場での処理はできなくなりました。）

- (9) 廃石膏ボードから付着している紙を取り除いたものであっても、安定型最終処分場に埋め立てることができなくなりました。（平成18年6月1日環産産発第060601001号部長通知）

※ その他、個別基準、埋立基準、海洋投入基準等がありますので、自ら処分を行う場合は確認をすること。

9.3 産業廃棄物処理施設（法第15条、令第7条）

次の産業廃棄物処理施設を設置（変更等）する場合は、許可等の対象となります。

処理施設名		処理能力等
1	汚泥の脱水施設	処理能力が 10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	処理能力が 10m ³ /日を超えるもの
	天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設 （ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。）	処理能力が 5m ³ /日を超えるもの 処理能力が 200 kg/時間以上のもの 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設 （海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）	処理能力が 10m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設 （海洋汚染防止法第 3 条第 14 号の廃油処理施設、廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）	処理能力が 1m ³ /日を超えるもの 処理能力が 200 kg/時間以上のもの 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 （中和槽を有するもの。ただし、放流を目的とする一般の廃水処理に係る中和処理施設を除く。）	処理能力が 50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が 5 t /日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。）	処理能力が 100 kg/日を超えるもの 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
8-2	木くず（令第 2 条第 2 号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って発生した者に限る））又はがれき類の破碎施設	処理能力が 5 t /日を超えるもの
9	有害物質（注 4）又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべての施設
12-2	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべての施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
13-2	上記 3、5、8 及び 12 以外の焼却施設	処理能力が 200 kg/時間以上のもの 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
14	最終処分場	
	イ 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分場	遮断型処分場
	ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分場（水面埋立地を除く。）	安定型処分場
	ハ イ及びロ以外の産業廃棄物の埋立処分場（水面埋立地にあつては主としてイ及びロに規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）	管理型処分場

注 1 ; 1~8-2 に掲げる産業廃棄物処理施設の 1 日当たりの処理能力とは、当該施設に投入される時点における 1 日当たりの産業廃棄物量で表し、その施設が 1 日 24 時間稼働の場合にあつては、24 時間を意味し、それ以外の場合は、実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼働時間が 1 日当たり 8 時間に達しない場合は稼働時間を 8 時間とした場合の定格標準能力とする。

注 2 ; 木くず（令第 2 条第 2 号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って発生したものに限る））又はがれき類の破碎施設であつて、事業者が設置する移動式破碎施設については当分の間適用しない。

注 3 ; 3,5,8,13-2 の施設の処理能力の基準については、いずれかに該当すれば許可対象となります。

注 4 ; 令別表第 3 の 3 に定める物質

10 廃棄物の投棄禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはなりません。(法第16条)

11 廃棄物の焼却禁止

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはなりません。(法第16条の2)

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却は次のとおりである。
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

12 報告徴収

市長は、法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。(法第18条)

13 立入検査

市長は、その職員に、事業者等の事務所、事業場、産業廃棄物処理施設等のある土地や建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。(法第19条第1項)

14 主な罰則

法第25条：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
5	措置命令違反	第19条の5第1項 第19条の6第1項	産業廃棄物の処分者等あるいは、産業廃棄物の排出事業者等が、生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令に従わなかった場合
6	処理委託の規定に違反して他人に委託した者	第12条第3項 第12条の2第3項	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託した者
8	産業廃棄物処理施設無許可設置違反	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった者
9	産業廃棄物処理施設許可の不正取得	第15条第1項	不正の手段により産業廃棄物処理施設の許可を受けた者
10	産業廃棄物処理施設無許可変更違反	第15条の2の5第1項	産業廃棄物処理施設の変更(第15条第2項第4号から第7号に掲げる事項の変更)に当たって許可を受けなかった者
12	産業廃棄物を確認を受けずに輸出した者	第15条の4の6第1項	環境大臣の確認を受けずに産業廃棄物を輸出した者
13	処理委託の規定に違反して受託した者	第14条第13項 第14条の4第13項	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者が受託した場合
14	投棄禁止違反	第16条	廃棄物をみだりに捨てた者又は未遂の者
15	廃棄物の焼却の禁止	第16条の2	規定に違反して焼却をした者又は未遂の者
16	指定有害廃棄物の処理の禁止	第16条の3	指定有害廃棄物を規定に違反して保管、収集、運搬を行った者

法第26条：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項	違反条文	説明
1	委託基準違反	第12条第4項 第12条の2第4項	事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合
2	改善命令違反	第15条の2の6 第19条の3	改善命令に従わなかった場合
3	産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた者	第15条の4	産業廃棄物処理施設を規定に違反して譲り受け又は借り受けた者
4	国外廃棄物の無許可輸入の禁止	第15条の4の4第1項	廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。)を環境大臣の許可を受けずに輸入した者
5	輸入廃棄物の許可における条件違反	第15条の4の4第4項	法第15条の4の4第1項の規定により許可に付せられた生活環境の保全上必要な条件に違反した者
6	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者	第16条 第16条の2	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

法第27条：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこの併科

	違反事項	違反条文	説明
	無確認輸出の予備	第15条の4の6第1項	環境大臣の確認を受けずに産業廃棄物を輸出する目的でその予備をした者

法第29条：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

号	違反事項	違反条文	説明
1	産業廃棄物処理施設の欠格要件に係る届出義務違反	第15条の2の5第3項	産業廃棄物処理施設の許可に係る欠格要件に該当するに至ったときの届出義務違反
2	産業廃棄物処理施設使用開始前及び変更時受検義務違反	第15条の2第5項 第15条の2の5第2項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した者
3	管理票を交付せず、規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第12条の3第1項	管理票を交付せず、第12条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
7	管理票の写しの保存義務違反	第12条の3第5項、第8項、第9項	第12条の3第5項の規定に違反して、管理票の写しを保存しなかった者
8	管理票に虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第12条の4	第12条の4の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した運搬受託者及び処分受託者
10	電子情報処理組織使用への虚偽の登録違反	第12条の5第1項	第12条の5第1項（第15条の4の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
11	電子情報処理組織使用の運搬又は処分受託者が運搬又は処分（最終処分も含む。）の終了したときの未報告違反等	第12条の5第2項 第12条の5第3項	第12条の5第2項、同条第3項の規定に違反して、電子情報処理組織使用の処理受託者が運搬又は処分（最終処分も含む。）の終了したときに報告しない場合の運搬受託者又は処分受託者、または処分受託者が最終処分が終了した旨の報告をしない、若しくは虚偽の報告をした場合の処分受託者
12	事故時の措置命令違反	第21条の2第2項	特定処理施設者が第21条の2第2項の規定による命令に違反した場合

法30条：30万円以下の罰金

1	帳簿備付け保存等義務違反	第12条第11項 第12条の2第12項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業者又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は規定に違反して帳簿を保存しなかった場合
2	産業廃棄物処理施設廃止等、産業廃棄物最終処分場埋立終了届出、相続届出義務違反	第15条の2の5第3項 第15条の4	産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開の届出、産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出、産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず又は虚偽の届出をした者
3	産業廃棄物処理施設の記録義務違反	第15条の2の3	産業廃棄物処理施設の設置者が、許可を受けた産業廃棄物処理施設について、規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を据え置かなかった場合
4	産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	第12条第6項 第12条の2第6項	事業者が産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合
5	報告違反	第18条	事業者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合
6	立入検査の拒否・妨害・忌避	第19条第1項 第19条第2項	廃棄物を輸出入する者及び事業者等に関し、職員の行う立入検査若しくは収去に対して拒否、妨害、忌避した者
7	技術管理者設置義務違反	第21条第1項	産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者

法第32条

法人の代表者、法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の表中の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人に対して次の表中に掲げる罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第25条第1項第9号若しくは第10号	1億円以下の罰金
第25条第1項（前号の場合を除く。）、第26条、第27条第2号又は第28条から第30条まで	各本条の罰金刑

法第34条：10万円以下の過料

名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という文字を名称中に用いた者
----------	-----------	---------------------------------

15 問い合わせ先

15.1 横浜市

産業廃棄物	横浜市資源循環局 適正処理部 産業廃棄物対策課 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階 電話 045-671-2513~4
一般廃棄物	横浜市資源循環局 資源化推進部 事業系対策課 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 松村ビル6階 電話 045-671-3814, 3818

15.2 国（環境省）

環境省（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課） 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-3581-3351（代表） FAX 03-3593-8264	
環境省 関東地方環境事務所 〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F 電話 048-600-0516 FAX 048-600-0517	廃棄物の輸出入確認等

15.3 神奈川県内行政機関

神奈川県	環境農政部 廃棄物対策課（県庁新庁舎） 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111(代) FAX 045-210-8847	地区県政総合センター 所管区域の全域
	横須賀三浦地域県政総合センター環境部（県横須賀合同庁舎） 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話 046-823-0210 FAX 046-824-2459	鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町
	県央地域県政総合センター環境部（県厚木合同庁舎） 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 FAX 046-225-5218	厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村
	湘南地域県政総合センター環境部（県平塚合同庁舎） 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 電話 0463-22-2711 FAX 0463-24-3608	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町
	足柄上地域県政総合センター環境部（県足柄上合同庁舎） 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話 0465-83-5111 FAX 0465-82-1494	南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町
	西湘地域県政総合センター環境部（県小田原合同庁舎） 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 0465-32-8000 FAX 0465-32-8111	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
川崎市 環境局生活環境部 廃棄物指導課（川崎市役所第3庁舎） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話 044-200-2581 FAX 044-200-3923	川崎市	
横須賀市 環境部 環境管理課（横須賀市役所1号館） 〒238-8550 横須賀市小川町11 電話 046-822-8418 FAX 046-823-0054	横須賀市	
相模原市 環境経済局資源循環部 廃棄物指導課（相模原市役所本館） 〒229-8611 相模原市中央2-11-15 電話 042-769-8335 FAX 042-769-4445	相模原市	

15.4 その他の団体

産業廃棄物	社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 〒231-0023 横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル4階 電話045-681-2989	<ul style="list-style-type: none"> ・業者紹介 ・特管責任者の講習会申込み ・マニフェスト販売
	協同組合 神奈川県産廃センター 〒231-0002 横浜市中区海岸通3-12-1 ミナトイセビル 電話045-201-9231	